

# 「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日  
令和元年 5 月 10 日一部改正  
令和元年 11 月 29 日一部改正

法 務 省  
警 察 庁  
外 務 省  
厚生労働省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

## 第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

### 1. 技能水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

#### （1）「介護技能評価試験」（運用方針 3（1）ア関係）

##### ア 技能水準及び評価方法

###### （技能水準）

当該試験は、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を自ら一定程度実践できるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、介護分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

###### （評価方法）

試験言語：現地語

実施主体：厚生労働省が選定した機関

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

##### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国及び国内で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正を防止する措置を講じることができ試験実施団体を選定することで適正な実施が担保される。

#### （2）「介護福祉士養成施設修了」（運用方針 3（1）イ関係）

###### （技能水準）

介護福祉士養成課程は、介護福祉の専門職として、介護職のグループの中で中核的な役割を果たし、介護ニーズの多様化等に対応できる介護福祉士の養成を図

るものであり、介護福祉士養成課程の修了者は、介護分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められることから、運用方針3（1）アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものと評価する。

**（評価方法）**

介護福祉士養成課程は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第1号から第3号までに基づき、教育内容等に関する一定の指定基準を満たす専修学校等を都道府県知事等が指定する仕組みとなっており、当該課程の修了者であることを卒業証明書等で確認・評価する。

**（3）「EPA介護福祉士候補者としての在留期間満了（4年間）」（運用方針3（1）イ関係）**

**（技能水準）**

EPA介護福祉士候補者としての研修は、厚生労働省の定める受入れの実施に関する指針（厚生労働省告示）に基づき、介護福祉士養成施設の実習施設と同等の体制が整備されている等の要件を満たした介護施設等において、研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習や日本語学習の支援等を行う研修支援者が配置された上で、介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な内容の研修を実施するための介護研修計画が作成され、これに基づき受け入れること等が求められるものであり、当該施設において4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者は、介護分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認められることから、運用方針3（1）アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものと評価する。

**（評価方法）**

直近の介護福祉士国家試験結果通知書等により、確認・評価する。

**（4）国内試験の対象者**

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受験資格を認めない。

**2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）**

**（1）「国際交流基金日本語基礎テスト」（運用方針3（2）ア関係）**

**ア 日本語能力水準及び評価方法**

**（日本語能力水準）**

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

**（評価方法）**

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

**イ 試験の適正な実施を担保する方法**

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

**(2) 「日本語能力試験（N4以上）」（運用方針3（2）ア関係）**

**ア 日本語能力水準及び評価方法**

**（日本語能力水準）**

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

**（評価方法）**

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

**イ 試験の適正な実施を担保する方法**

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

**(3) 「介護日本語評価試験」（運用方針3（2）ア関係）**

**ア 日本語能力水準及び評価方法**

**（日本語能力水準）**

上記（1）又は（2）の試験により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力を有することを確認の上、「介護日本語評価試験」を通じ、介護現場で介護業務に従事する上で支障のない程度の水準の日本語能力を確認する。

**（評価方法）**

実施主体：厚生労働省が選定した機関

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

**イ 試験の適正な実施を担保する方法**

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国及び国内で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体を選定することで適正な実施が担保される。

**(4) 「介護福祉士養成施設修了」（運用方針3（2）イ関係）**

**（日本語能力水準）**

介護福祉士養成施設については、留学に当たり、日本語教育機関で6か月以上の日本語の教育を受けたこと等が求められることに加え、入学後の2年以上の養

成課程において 450 時間の介護実習のカリキュラムの修了が求められること等から、当該介護福祉士養成施設を修了した者は、運用方針 3（2）アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものとし、上記（1）又は（2）及び（3）の試験を免除する。

**（評価方法）**

介護福祉士養成課程は、社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに基づき、教育内容等に関する一定の指定基準を満たす専修学校等を都道府県知事等が指定する仕組みとなっており、当該養成課程の修了者であることを卒業証明書等で確認・評価する。

**（5）「E P A 介護福祉士候補者としての在留期間満了（4 年間）」（運用方針 3（2）イ関係）**

**（日本語能力水準）**

E P A 介護福祉士候補者は入国・就労に当たり一定の日本語能力を備えていること及び訪日後日本語研修等の修了が求められること等に加え、E P A 介護福祉士候補者としての研修は、厚生労働省の定める受入れの実施に関する指針（厚生労働省告示）に基づき、介護福祉士養成施設と同等の体制が整備されている等の要件を満たした介護施設等において、研修を統括する研修責任者並びに専門的な知識及び技術に関する学習や日本語学習の支援等を行う研修支援者が配置された上で、日本語で実施される介護福祉士国家試験の受験に配慮した適切な内容の研修を実施するための介護研修計画が作成され、これに基づき受け入れること等が求められるものであり、当該施設において 4 年間にわたり E P A 介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者は、運用方針 3（2）アに掲げる試験の合格と同等以上の水準を有するものと認められることから、上記（1）又は（2）及び（3）の試験を免除する。

**（評価方法）**

直近の介護福祉士国家試験結果通知書等により、確認・評価する。

**第 2 法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による同条第 1 項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項**

**1. 介護分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法**

厚生労働大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- （1）介護分野の 1 号特定技能外国人在留者数（3 か月に 1 回法務省から厚生労働省に提供）
- （2）有効求人倍率
- （3）介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数と実績値との対比等

**2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置**

- （1）厚生労働大臣は、上記 1 に掲げた指標の動向や当初の受入れ見込数とのかい離、

就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況についての的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。

また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、厚生労働大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

### 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

#### 1. 1号特定技能外国人が従事する業務

介護分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、上記第1の試験合格等により確認された技能を要する身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）の業務をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：お知らせ等の掲示物の管理、物品の補充等）に付随的に従事することは差し支えない。

また、1号特定技能外国人の就業場所は、技能実習同様、「介護」業務の実施が一般的に想定される範囲、具体的には、介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認められる施設とする。

#### 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「介護職種・介護作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を自ら一定程度実践できるレベルとされる点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、介護業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、加えて、介護現場で介護業務に従事する上で支障のない程度の水準の日本語能力も有すると評価し、上記第1の1の試験等及び上記第1の2(3)の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

#### 3. 特定技能所属機関等に対して特に実施を求める支援

特定技能所属機関において、受け入れる1号特定技能外国人に対し、WEBコンテンツ等を活用した介護の日本語学習、介護の質の向上に向けた介護の研修受講を積極的に促す。

#### 4. 特定技能所属機関に対して特に講じる措置

##### (1) 「介護分野における特定技能協議会」（運用方針5（2）イ及びウ関係）

厚生労働省は、介護分野の特定技能所属機関、特定技能所属機関を構成員とする団体その他の関係者により構成される「介護分野における特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

また、特定技能所属機関は以下の事項について必要な協力を行う。

- ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析等

##### (2) 厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力（運用方針5（2）エ関係）

特定技能所属機関は、厚生労働省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査等に対し、必要な協力を行う。

#### 5. 治安への影響を踏まえて講じる措置

##### (1) 治安上の問題に対する措置

厚生労働省は、介護分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

##### (2) 治安上の問題を把握するための取組

厚生労働省は、上記（1）の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

##### (3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

厚生労働省は、上記（1）の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、厚生労働省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

# 「ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」 に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日  
令和元年 11 月 29 日一部改正

法 務 省  
警 察 庁  
外 務 省  
厚生労働省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、ビルクリーニング分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

## 第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

### 1. 技能水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

#### 「ビルクリーニング分野特定技能 1 号評価試験」

#### （1）技能水準及び評価方法

##### （技能水準）

当該試験は、多数の利用者が利用する建築物（住宅を除く。）の内部を対象に、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、ビルクリーニング分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

##### （評価方法）

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

実施方法：実技試験

#### （2）試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が実施することで適正な実施が担保される。

#### （3）国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者、④在留資格

「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受験資格を認めない。

## 2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

### （1）「国際交流基金日本語基礎テスト」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### （日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### （評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

### （2）「日本語能力試験（N4以上）」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### （日本語能力水準）

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### （評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

### （3）業務上必要な日本語能力水準

上記（1）又は（2）の試験に合格した者（下記第3の2（2）において、当該両試験を免除するとされた者を含む。）については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

## 第2 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合

合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

## 1. ビルクリーニング分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

厚生労働大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) ビルクリーニング分野の1号特定技能外国人在留者数(3か月に1回法務省から厚生労働省に提供)
- (2) 有効求人倍率、有効求人者数と有効求職者数の差
- (3) 業界団体を通じた特定技能所属機関等への調査等

## 2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 厚生労働大臣は、上記1に掲げた指標の動向や当初の受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況についての的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行う。

また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、厚生労働大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

## 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

### 1. 1号特定技能外国人が従事する業務

ビルクリーニング分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物(住宅を除く。)の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務をいう。

### 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「ビルクリーニング職種、ビルクリーニング作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能と、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能は、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行うなどの点において、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、ビルクリーニング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評

価し、上記第1の1の試験を免除する。

- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

### 3. 特定技能所属機関に対して特に講じる措置

#### (1) ビルクリーニング分野特定技能協議会（運用方針5（2）イ及びウ関係）

厚生労働省は、ビルクリーニング分野の特定技能所属機関、業界団体、試験実施主体、制度関係機関その他の関係者により構成される「ビルクリーニング分野特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

また、特定技能所属機関は以下の事項について必要な協力を行う。

- ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析等

#### (2) 厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力（運用方針5（2）エ関係）

特定技能所属機関は、厚生労働省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行う。

### 4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

#### (1) 治安上の問題に対する措置

厚生労働省は、ビルクリーニング分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

#### (2) 治安上の問題を把握するための取組

厚生労働省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

#### (3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

厚生労働省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、厚生労働省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

「素形材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日  
令和元年 11 月 29 日一部改正  
令和 2 年 2 月 28 日一部改正

法 務 省  
警 察 庁  
外 務 省  
厚生労働省  
経済産業省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、素形材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、素形材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

「製造分野特定技能 1 号評価試験」（運用方針 3（1）の試験区分：運用方針別表

a. 試験区分（3（1）関係）のとおりに

（1）技能水準及び評価方法

（技能水準）

当該試験は、素形材産業分野における業務について、監督者の指示を理解し的確に業務を遂行又は自らの判断により業務を遂行できる者であることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：主に現地語を予定

実施主体：経済産業省が選定した機関

実施方法：学科試験及び実技試験

（2）試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で試験の実施能力があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

（3）国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能

実習生、③在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受験資格を認めない。

## 2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

### （1）「国際交流基金日本語基礎テスト」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### （日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### （評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

### （2）「日本語能力試験（N4以上）」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### （日本語能力水準）

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### （評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

### （3）業務上必要な日本語能力水準

上記（1）又は（2）の試験に合格した者（下記第3の2（2）において、当該両試験を免除するとされた者を含む。）については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

## 第2 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

### 1. 素形材産業分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

経済産業大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 素形材産業分野の1号特定技能外国人在留者数（3か月に1回法務省から経済産業省に提供）
- (2) 有効求人倍率
- (3) 有効求人数及び有効求職者数
- (4) 必要に応じて業界団体を通じた所属企業等への調査
- (5) 「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」による特定技能所属機関等からの状況把握等

### 2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 経済産業大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数との乖離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行う。

また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、経済産業大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

## 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

### 1. 1号特定技能外国人が従事する業務

素形材産業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（鑄造の例：加工品の切削・ばり取り・検査業務、型の保守管理等）に付随的に従事することは差し支えない。

### 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 素形材産業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実

習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の試験を免除する。

- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

### 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

#### (1) 特定技能所属機関に対して講じる措置等

##### ア 「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」(運用方針5(2)ア関係)

経済産業省は、素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」(以下「協議会」という。)を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、以下の事項について協議を行う。

- ① 外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討
- ② 不正行為の抑止策及び再発防止策
- ③ 構成員に対する必要な情報の提供その他外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に資する取組

##### イ 1号特定技能外国人が活動を行う事業所

特定技能雇用契約に基づいて1号特定技能外国人がその活動を行う特定技能所属機関の事業所は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

- 2194 鋳型製造業(中子を含む)
- 225 鉄素形材製造業
- 235 非鉄金属素形材製造業
- 2424 作業工具製造業
- 2431 配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)
- 245 金属素形材製品製造業
- 2465 金属熱処理業
- 2534 工業窯炉製造業
- 2592 弁・同附属品製造業
- 2651 鋳造装置製造業
- 2691 金属用金型・同部分品・附属品製造業

2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業

2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）

3295 工業用模型製造業

## （２）人権侵害等への対応

人権侵害等の不適切な事案の疑義があると認める場合、経済産業大臣は、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じ、必要があれば、制度関係機関に対して情報を共有する。

## 4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

### （１）治安上の問題に対する措置

経済産業省は、素形材産業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

### （２）治安上の問題を把握するための取組

経済産業省は、上記（１）の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

### （３）把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

経済産業省は、上記（１）の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第２条の３第１項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、経済産業省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

別表（第3の1及び2関係）

a. 業務区分	b. 技能実習2号移行対象職種		c. 技能の根幹となる部分の関連性
	職種	作業	
鋳造	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	溶かした金属を型に流し込み製品を製造する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
		非鉄金属鋳物鋳造	
鍛造	鍛造	ハンマ型鍛造	金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
		プレス型鍛造	
ダイカスト	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト	溶融金属を金型に圧入して高い精度の鋳物を短時間で大量に生産する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
		コールドチャンバダイカスト	
機械加工	機械加工	普通旋盤	旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
		フライス盤	
		数値制御旋盤	
		マシニングセンタ	
金属プレス加工	金属プレス加工	金属プレス	金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
工場板金	工場板金	機械板金	板金加工とは、薄い平らな金属を曲げや打出しで加工することであり、工場板金は主に各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立ての技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
めっき	めっき	電気めっき	腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
		溶融亜鉛めっき	

アルミニウム 陽極酸化処理	アルミニウム 陽極酸化処理	陽極酸化処理	「陽極酸化処理」とは、アルミニウム、チタン等で作製された対象となる製品を陽極（プラス極）として、主に強酸性や強アルカリ性の電解液中で電気分解により製品表面を酸化させること。その代表例として、アルミニウム陽極酸化処理があり、アルミニウムの表面を酸化させ、酸化アルミニウムの皮膜を生成させることであり、その技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
仕上げ	仕上げ	治工具仕上げ	手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
		金型仕上げ	
		機械組立仕上げ	
機械検査	機械検査	機械検査	各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
機械保全	機械保全	機械系保全	工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
塗装	塗装	建築塗装	塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
		金属塗装	
		鋼橋塗装	
		噴霧塗装	
溶接	溶接	手溶接	熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
		半自動溶接	

「産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成30年12月25日  
令和元年11月29日一部改正  
令和2年2月28日一部改正

法務省  
警察庁  
外務省  
厚生労働省  
経済産業省

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の4第1項の規定に基づき、産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能1号）

「製造分野特定技能1号評価試験」（運用方針3（1）の試験区分：運用方針別表a. 試験区分（3（1）関係）のとおりに）

（1）技能水準及び評価方法

（技能水準）

当該試験は、産業機械製造業分野における業務について、監督者の指示を理解し、的確に業務を遂行又は自らの判断により業務を遂行できる者であることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：主に現地語を予定

実施主体：経済産業省が選定した機関

実施方法：学科試験及び実技試験

（2）試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で試験の実施能力があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

（3）国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受

験資格を認めない。

## 2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

### （1）「国際交流基金日本語基礎テスト」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### （日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### （評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

### （2）「日本語能力試験（N4以上）」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### （日本語能力水準）

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### （評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

### （3）業務上必要な日本語能力水準

上記（1）又は（2）の試験に合格した者（下記第3の2（2）において、当該両試験を免除するとされた者を含む。）については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

## 1. 産業機械製造業分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

経済産業大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 産業機械製造業分野の1号特定技能外国人在留者数（3か月に1回法務省から経済産業省に提供）
- (2) 有効求人倍率
- (3) 未充足求人数
- (4) 必要に応じて業界団体を通じた所属企業等への調査
- (5) 「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」による特定技能所属機関等からの状況把握等

## 2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 経済産業大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数との乖離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行う。

また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、経済産業大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

## 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

### 1. 1号特定技能外国人が従事する業務

産業機械製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（金属プレス等の例：材料・製品の運搬、加工品の切削・ばり取り・検査業務等）に付随的に従事することは差し支えない。

### 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 産業機械製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するもの

と評価し、上記第1の1の試験を免除する。

- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

### 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

#### (1) 特定技能所属機関に対して講じる措置等

##### ア 「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」(運用方針5(2)ア関係)

経済産業省は、産業機械製造業分野、素形材産業分野、電気・電子情報関連産業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」(以下「協議会」という。)を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、以下の事項について協議を行う。

- ① 外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討
- ② 不正行為の抑止策及び再発防止策
- ③ 構成員に対する必要な情報の提供その他外国人材の適正な受入れ及び外国人の保護に資する取組

##### イ 1号特定技能外国人が活動を行う事業所

特定技能雇用契約に基づいて1号特定技能外国人がその活動を行う特定技能所属機関の事業所は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

2422 機械刃物製造業

248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業

25 はん用機械器具製造業(ただし、2591 消火器具・消火装置製造業、素形材産業分野に掲げられた対象業種(2534 工業窯炉製造業及び2592 弁・同附属品製造業)を除く。)

26 生産用機械器具製造業(ただし、素形材産業分野に掲げられた対象業種(2651 鑄造装置製造業、2691 金属用金型・同部分品・附属品製造業及び2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業)を除く。)

270 管理、補助的経済活動を行う事業所(27 業務用機械器具製造業)

271 事務用機械器具製造業

272 サービス用・娯楽用機械器具製造業

273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業

275 光学機械器具・レンズ製造業

#### (2) 人権侵害等への対応

人権侵害等の不適切な事案の疑義があると認める場合、経済産業大臣は、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じ、必要があれば、制度関係機関に対して情報を共有する。

#### 4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

##### (1) 治安上の問題に対する措置

経済産業省は、産業機械製造業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

##### (2) 治安上の問題を把握するための取組

経済産業省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

##### (3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

経済産業省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、経済産業省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

別表（第3の1及び2関係）

a. 業務区分	b. 技能実習2号移行対象職種		c. 技能の根幹となる部分の関連性
	職種	作業	
鋳造	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造 非鉄金属鋳物鋳造	溶かした金属を型に流し込み製品を製造する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
鍛造	鍛造	ハンマ型鍛造 プレス型鍛造	金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
ダイカスト	ダイカスト	ホットチャンバダイカスト コールドチャンバダイカスト	熔融金属を金型に圧入して高い精度の鋳物を短時間で大量に生産する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
機械加工	機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ	旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
金属プレス加工	金属プレス加工	金属プレス	金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
鉄工	鉄工	構造物鉄工	鉄鋼材の加工、取付け、組立てを行う技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
工場板金	工場板金	機械板金	板金加工とは、薄い平らな金属を曲げや打出しで加工することであり、工場板金は主に各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立ての技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
めっき	めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき	腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
仕上げ	仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。

機械検査	機械検査	機械検査	各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
機械保全	機械保全	機械系保全	工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
電子機器組立て	電子機器組立て	電子機器組立て	電子機器の組立て及びこれに伴う修理を行う技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
電気機器組立て	電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作	電気機器の組立て、それに伴う電気系やメカニズム系の調整・検査を行う技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
プリント配線板製造	プリント配線板製造	プリント配線板設計 プリント配線板製造	半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板を製造する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
プラスチック成形	プラスチック成形	圧縮成形 射出成形 インフレーション成形 ブロー成形	プラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
塗装	塗装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装	塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
溶接	溶接	手溶接 半自動溶接	熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
工業包装	工業包装	工業包装	工業製品を輸送用に包装する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。

「電気・電子情報関連産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日  
令和元年 11 月 29 日一部改正  
令和 2 年 2 月 28 日一部改正

法 務 省  
警 察 庁  
外 務 省  
厚生労働省  
経済産業省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、電気・電子情報関連産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、電気・電子情報関連産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

「製造分野特定技能 1 号評価試験」（運用方針 3（1）の試験区分：運用方針別表 a. 試験区分（3（1）関係）のとおり）

（1）技能水準及び評価方法

（技能水準）

当該試験は、電気・電子情報関連産業分野における業務について、監督者の指示を理解し的確に業務を遂行又は自らの判断により業務を遂行できる者であることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：主に現地語を予定

実施主体：経済産業省が選定した機関

実施方法：学科試験及び実技試験

（2）試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で試験の実施能力があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

（3）国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受

験資格を認めない。

## 2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

### （1）「国際交流基金日本語基礎テスト」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### （日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### （評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

### （2）「日本語能力試験（N4以上）」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### （日本語能力水準）

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### （評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

### （3）業務上必要な日本語能力水準

上記（1）又は（2）の試験に合格した者（下記第3の2（2）において、当該両試験を免除するとされた者を含む。）については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

## 1. 電気・電子情報関連産業分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

経済産業大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 電気・電子情報関連産業分野の1号特定技能外国人在留者数（3か月に1回法務省から経済産業省に提供）
- (2) 有効求人倍率
- (3) 未充足求人数
- (4) 必要に応じて業界団体を通じた所属企業等への調査
- (5) 「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」による特定技能所属機関等からの状況把握等

## 2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 経済産業大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数との乖離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行う。

また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、経済産業大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

## 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

### 1. 1号特定技能外国人が従事する業務

電気・電子情報関連産業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（金属プレスの例：材料・製品の運搬、加工品の切削・ばり取り・検査業務等）に付随的に従事することは差し支えない。

### 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 電気・電子情報関連産業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するもの

と評価し、上記第1の1の試験を免除する。

- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

### 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

#### (1) 特定技能所属機関に対して講じる措置等

##### ア 「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」(運用方針5(2)ア関係)

経済産業省は、電気・電子情報関連産業分野、素形材産業分野、産業機械製造業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会」(以下「協議会」という。)を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、以下の事項について協議を行う。

- ① 外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討
- ② 不正行為の抑止策及び再発防止策
- ③ 構成員に対する必要な情報の提供その他外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に資する取組

##### イ 1号特定技能外国人が活動を行う事業所

特定技能雇用契約に基づいて1号特定技能外国人がその活動を行う特定技能所属機関の事業所は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

29 電気機械器具製造業(ただし、2922 内燃機関電装品製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種(2929 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む))を除く。)

30 情報通信機械器具製造業

#### (2) 人権侵害等への対応

人権侵害等の不適切な事案の疑義があると認める場合、経済産業大臣は、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じ、必要があれば、制度関係機関に対して情報を共有する。

### 4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

#### (1) 治安上の問題に対する措置

経済産業省は、電気・電子情報関連産業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

#### (2) 治安上の問題を把握するための取組

経済産業省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

#### (3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

経済産業省は、上記（１）の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第２条の３第１項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、経済産業省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

別表（第3の1及び2関係）

a. 業務区分	b. 技能実習2号移行対象職種		c. 技能の根幹となる部分の関連性
	職種	作業	
機械加工	機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシニングセンタ	旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
金属プレス加工	金属プレス加工	金属プレス	金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
工場板金	工場板金	機械板金	板金加工とは、薄い平らな金属を曲げや打出しで加工することであり、工場板金は主に各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立ての技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
めっき	めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき	腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
仕上げ	仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ	手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
機械保全	機械保全	機械系保全	工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
電子機器組立て	電子機器組立て	電子機器組立て	電子機器の組立て及びこれに伴う修理を行う技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
電気機器組立て	電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て 配電盤・制御盤組立て 開閉制御器具組立て 回転電機巻線製作	電気機器の組立て、それに伴う電気系やメカニズム系の調整・検査を行う技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。

プリント配線板製造	プリント配線板製造	プリント配線板設計 プリント配線板製造	半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板を製造する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
プラスチック成形	プラスチック成形	圧縮成形 射出成形 インフレーション成形 ブロー成形	プラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
塗装	塗装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装	塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
溶接	溶接	手溶接 半自動溶接	熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。
工業包装	工業包装	工業包装	工業製品を輸送用に包装する技能及び安全衛生等の点で関連性が認められる。

「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日  
令和元年 11 月 29 日一部改正  
令和 2 年 2 月 28 日一部改正

法 務 省  
警 察 庁  
外 務 省  
厚生労働省  
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(1) 「建設分野特定技能 1 号評価試験」又は「技能検定 3 級」（運用方針 3（1）アの試験区分：運用方針別表 1 a. 試験区分（3（1）ア関係）のとおり）

ア 技能水準及び評価方法（特定技能 1 号）

（技能水準）

当該試験は、図面を読み取り、指導者の指示・監督を受けながら、適切かつ安全に作業を行うための技能や安全に対する理解力等を有する者であることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

① 「建設分野特定技能 1 号評価試験」

試験言語：日本語

実施主体：国土交通省が試験機関として定める建設業者団体

実施方法：学科試験及び実技試験

② 「技能検定 3 級」

試験言語：日本語

実施主体：都道府県（一部事務は都道府県職業能力開発協会）

実施方法：学科試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

① 建設分野特定技能 1 号評価試験については、試験の実施に当たり、試験問題の厳重な管理、当該試験内容に係る実務経験を有する試験監督員の配置、顔写真付

きの公的な身分証明書による当日の本人確認や持ち物検査の実施等、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

- ② 技能検定3級については、各試験実施主体において講じられている顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認の実施等の措置に従う。

**(2) 「建設分野特定技能2号評価試験」又は「技能検定1級」(運用方針3(2)アの試験区分：運用方針別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)のとおり)**

**ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)**

**(技能水準)**

当該試験への合格及び建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(以下「班長」という。)としての実務経験(必要な年数については、試験区分ごとに国土交通省が別途定める。)を要件とする。当該試験は、上級の技能労働者が通常有すべき技能を有する者であることを認定するものである。また、班長としての実務経験を確認することで、その者が建設現場において複数の技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する能力も有すると認められる。

従って、これらの要件を満たす者は、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(以下「基本方針」という。)に定める熟練した技能を有するものと認める。

**(評価方法)**

- ① 「建設分野特定技能2号評価試験」

試験言語：日本語

実施主体：国土交通省が試験機関として定める建設業者団体

実施方法：学科試験及び実技試験

- ② 「技能検定1級」

試験言語：日本語

実施主体：都道府県(一部事務は都道府県職業能力開発協会)

実施方法：学科試験及び実技試験

**イ 試験の適正な実施を担保する方法**

- ① 建設分野特定技能2号評価試験については、試験の実施に当たり、試験問題の厳重な管理、当該試験内容に係る実務経験を有する試験監督員の配置、顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認や持ち物検査の実施等、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

- ② 技能検定1級については、各試験実施主体において講じられている顔写真付きの公的な身分証明書による当日の本人確認の実施等の措置に従う。

**(3) 国内試験の対象者**

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動(難民認定申請)」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受験資格を認めない。

**2. 日本語能力水準及び評価方法等(特定技能1号)**

(1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テストイング（CBT）方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

(2) 「日本語能力試験（N4以上）」

ア 日本語能力水準及び評価方法

(日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

(3) 業務上必要な日本語能力水準

上記1(1)のいずれかの試験に合格した者（下記第3の2(1)において、当該試験を免除するとされた者を含む。）については、特定技能1号に係る業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

1. 建設分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 建設分野の特定技能外国人在留者数（3か月に1回法務省から国土交通省に提供）
- (2) 有効求人倍率（厚生労働省「一般職業紹介状況」）
- (3) 労働力調査（総務省）
- (4) 建設労働需給調査（国土交通省）
- (5) 建設投資見通し（国土交通省）
- (6) その他人手不足状況の変化の把握が可能な指標

## 2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 国土交通大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数との乖離、就業構造や経済情勢の変化、公共・民間、土木・建築別の建設投資の動向等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。  
また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。
- (2) 上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

## 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

### 1. 特定技能外国人が従事する業務

建設分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)のいずれかの試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。

また、2号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務をいう。

あわせて、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：作業準備、運搬、片付けのような試験等によって専門性を確認されない業務）に付随的に従事することは差し支えない。

### 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 建設分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門

性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。

- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

### 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

#### (1) 「建設分野特定技能協議会」

国土交通省は、特定技能外国人受入事業実施法人及び関係省庁により構成される「建設分野特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、次に掲げる事項について協議を行う。

- ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

#### (2) 国土交通省が行う調査等に対する協力（運用方針5(2)イ関係）

特定技能所属機関は、国土交通省が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査等に対し、必要な協力を行う。

### 4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

#### (1) 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、建設分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

#### (2) 治安上の問題を把握するための取組

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

#### (3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

別表（第3の1及び2関係）

a. 業務区分	b. 技能実習2号移行対象職種		c. 技能の根幹となる部分の関連性
	職種	作業	
型枠施工	型枠施工	型枠工事作業	コンクリートを打ち込む型枠の組立て等の作業、安全衛生等の点で関連性が認められる。
左官	左官	左官作業	塗り作業、安全衛生等の点で関連性が認められる。
コンクリート圧送	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	コンクリート等をコンクリートポンプを用いて構造物の所定の型枠内等に圧送・配分する作業、安全衛生等の点で関連性が認められる。
建設機械施工	建設機械施工	押土・整地作業 積込み作業 掘削作業 締固め作業	建設機械の操作・点検、安全衛生等の点で関連性が認められる。
屋根ふき	かわらぶき	かわらぶき作業	瓦等の材料を用いて屋根をふく作業、安全衛生等の点で関連性が認められる。
鉄筋施工	鉄筋施工	鉄筋組立て作業	鉄筋加工・組立ての作業、安全衛生等の点で関連性が認められる。
内装仕上げ	内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業 壁装作業	張付け作業、安全衛生等の点で関連性が認められる。
表装	表装 内装仕上げ施工	壁装作業 プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系	張付け作業、安全衛生等の点で関連性が認められる。

		床仕上げ工事 作業	
		鋼製下地工事 作業	
		ボード仕上げ 工事作業	
		カーテン工事 作業	
とび	とび	とび作業	仮設の建築物の組立て及び解体等の作業、安全衛生等の点で関連性が認められる。
建築大工	建築大工	大工工事作業	木材の加工、組立て、取り付け等の作業、安全衛生等の点で関連性が認められる。
配管	配管	建築配管作業 プラント配管 作業	配管加工・組立て等の作業、安全衛生等の点で関連性が認められる。
建築板金	建築板金	ダクト板金作業 内外装板金作業	板金の加工・取り付け等の作業、安全衛生等の点で関連性が認められる。
保温保冷	熱絶縁施工	保温保冷工事 作業	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業・化学工業等の各種設備の保温保冷工事作業、安全衛生等の点で関連性が認められる。

「造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日  
令和元年 11 月 29 日一部改正

法 務 省  
警 察 庁  
外 務 省  
厚生労働省  
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、造船・船用工業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等

(1) 「造船・船用工業分野特定技能 1 号試験」又は「技能検定 3 級」（運用方針 3（1）アの試験区分：運用方針別表 a. 試験区分（3（1）関係）のとおりに

ア 技能水準及び評価方法（特定技能 1 号）

（技能水準）

当該試験は、造船・船用工業分野における業務について、監督者の指示を理解し的確に業務を遂行又は自らの判断により業務を遂行できる者であることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

① 「造船・船用工業分野特定技能 1 号試験」

試験言語：日本語

実施主体：一般財団法人日本海事協会

実施方法：学科試験及び実技試験

② 「技能検定 3 級」

試験言語：日本語

実施主体：都道府県（一部事務は都道府県職業能力開発協会）

実施方法：学科試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

試験の実施に当たっては、試験実施主体が、旅券その他の送出し国の公的機関が発行する写真付書類を提示させて受験者の本人確認を行う方法により、替え玉

受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

(2) 「造船・船用工業分野特定技能2号試験(仮称)(溶接)」(運用方針3(2)アの試験区分)

ア 技能水準及び評価方法(特定技能2号)  
(技能水準)

当該試験の合格水準は、全ての向きで溶接を行うことができ、自らの判断で適切な方法で溶接を行うことができる技能を有することである。また、試験合格に加えて、監督者として業務を遂行できる能力を確認するため、造船・船用工業において複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を2年以上有することを要件とする。

これらの要件を満たす者については、造船・船用工業における業務について法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針(以下「基本方針」という。)において定める熟練した技能を有するものと認める。

(評価方法)

試験言語：日本語

実施主体：一般財団法人日本海事協会

実施方法：実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

試験の実施に当たっては、試験実施主体が、旅券その他の送出国の公的機関が発行する写真付書類を提示させて受験者の本人確認を行う方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

(3) 国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動(難民認定申請)」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受験資格を認めない。

2. 日本語能力水準及び評価方法等(特定技能1号)

(1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

ア 日本語能力水準及び評価方法  
(日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

(評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テストイング(CBT)方式

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実

績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

## (2) 「日本語能力試験（N4以上）」

### ア 日本語能力水準及び評価方法

#### (日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要な基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

#### (評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

## (3) 業務上必要な日本語能力水準

上記1(1)のいずれかの試験に合格した者(下記第3の2(1)において、当該試験を免除するとされた者を含む。)については、特定技能1号に係る業務上必要な日本語能力水準を有するものと評価する。

## 第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

### 1. 造船・船用工業分野をめぐると人手不足状況の変化の把握方法

国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 造船・船用工業分野の特定技能外国人在留者数(3か月に1回法務省から国土交通省に提供)
- (2) 有効求人倍率
- (3) 特定技能所属機関及び登録支援機関等に対する調査
- (4) 「造船・船用工業分野特定技能協議会」による特定技能所属機関等からの状況把握
- (5) 関係業界団体へのヒアリング等

### 2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 国土交通大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数との乖離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人

材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。

また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

### 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

#### 1. 特定技能外国人が従事する業務

造船・船用工業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)のいずれかの試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。

また、2号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務をいう。

あわせて、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:資材の運搬、清掃等)に付随的に従事することは差し支えない。

なお、国土交通省は、別に定めるところにより、当該特定技能外国人が従事する業務が、造船・船用工業分野に属する技能を要する業務であることの確認を行う。

#### 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 造船・船用工業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たすものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のとおりとする。

この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。

- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

#### 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

- (1) 「造船・船用工業分野特定技能協議会」(運用方針5(2)ア及びイ関係)

国土交通省は、造船・船用工業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係

者により構成される「造船・舶用工業分野特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

また、特定技能所属機関は以下の事項等について必要な協力を行う。

- ① 特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産時等における特定技能外国人に対する転職支援
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

#### **（２）国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力（運用方針５（２）ウ関係）**

特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査等に対し、必要な協力を行う。

### **4. 治安への影響を踏まえて講じる措置**

#### **（１）治安上の問題に対する措置**

国土交通省は、造船・舶用工業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

#### **（２）治安上の問題を把握するための取組**

国土交通省は、上記（１）の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

#### **（３）把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等**

国土交通省は、上記（１）の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

別表（第3の1及び2関係）

a. 業務区分	b. 技能実習2号移行対象職種		c. 技能の根幹となる部分の関連性
	職種	作業	
溶接	溶接	手溶接 半自動溶接	溶接の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
塗装	塗装	金属塗装作業 噴霧塗装作業	塗装の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
鉄工	鉄工	構造物鉄工作業	鉄工の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
仕上げ	仕上げ	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	仕上げの作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
機械加工	機械加工	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業	機械加工の作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。
電気機器組立て	電気機器組立て	回転電機組立て作業 変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 開閉制御器具組立て作業 回転電機巻線製作作業	電気機器組立ての作業内容、安全衛生等の点で関連性が認められる。

# 「自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日  
令和元年 11 月 29 日一部改正

法 務 省  
警 察 庁  
外 務 省  
厚生労働省  
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、自動車整備分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

## 第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

### 1. 技能水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

#### （1）「自動車整備分野特定技能評価試験」

##### ア 技能水準及び評価方法

##### （技能水準）

当該試験の合格水準は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 55 条に基づく、「自動車整備士技能検定試験 3 級」と同水準程度であるところ、当該試験は、同法に基づく「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「分解整備」の実施に必要な能力を測るものであり、これは、タイヤの空気圧、灯火装置の点灯・点滅、ハンドルの操作具合及びホイールナットの緩み等の点検整備に加え、エンジン、ブレーキ等の重要部品を取り外して行う点検整備・改造を適切に行うことができることが確認できるため、この試験の合格者は、自動車整備分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

##### （評価方法）

試験言語：日本語（必要に応じてルビを付す）

実施主体：一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

実施方法：学科及び実技方式

##### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験の実施に当たっては、試験監督員の立会及び巡回、写真付き受験票により本人確認を行う方法等により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

## (2) 「自動車整備士技能検定試験 3 級」

### ア 技能水準及び評価方法

#### (技能水準)

道路運送車両法第 55 条に基づく、「自動車整備士技能検定試験 3 級」は、同法に基づく「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「分解整備」の実施に必要な能力を測るものであり、これに合格した者においては、タイヤの空気圧、灯火装置の点灯・点滅、ハンドルの操作具合及びホイールナットの緩み等の点検整備に加え、エンジン、ブレーキ等の重要部品を取り外して行う点検整備・改造を適切に行うことができることが確認できるため、自動車整備分野において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有する者と認められることから、必要な水準を満たしているものと評価する。

#### (評価方法)

試験言語：国土交通大臣が行う自動車整備士技能検定試験のとおり

実施主体：国土交通大臣が行う自動車整備士技能検定試験のとおり

実施方法：国土交通大臣が行う自動車整備士技能検定試験のとおり

### イ 試験の適正な実施を担保する方法

国土交通大臣が行う自動車整備士技能検定試験のとおり

## 2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

### (1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### (日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要な基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### (評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テストィング（C B T）方式

### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

### (2) 「日本語能力試験（N 4 以上）」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### (日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要な基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### (評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

## イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

### (3) 業務上必要な日本語能力水準

上記1(1)又は(2)の試験に合格した者(下記第3の2(1)において、当該両試験を免除するとされた者を含む。)については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

## 第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

### 1. 自動車整備分野をめぐると人手不足状況の変化の把握方法

国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 自動車整備分野の1号特定技能外国人在留者数(3か月に1回法務省から国土交通省に提供)
- (2) 有効求人倍率
- (3) 業界団体を通じた特定技能所属機関等への調査
- (4) 「自動車整備分野特定技能協議会」による特定技能所属機関等からの状況把握等

### 2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 国土交通大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数との乖離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行う。

また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

## 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

### 1. 1号特定技能外国人が従事する業務

自動車整備分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方

針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する自動車の「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「分解整備」の業務をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:整備内容の説明及び関連部品の販売、清掃等)に付随的に従事することは差し支えない。

## 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「自動車整備職種、自動車整備作業」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、道路運送車両法に基づく「日常点検整備」、「定期点検整備」及び「分解整備」を実施することができるという点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、自動車整備業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の(1)及び(2)の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

## 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

### (1) 「自動車整備分野特定技能協議会」(運用方針5(2)ア及びイ関係)

国土交通省は、自動車整備分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「自動車整備分野特定技能協議会」(以下「協議会」という。)を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。また、特定技能所属機関は、以下の事項等について必要な協力を行う。

- ① 1号特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産等の際の1号特定技能外国人に対する転職支援、帰国担保
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

### (2) 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する必要な協力(運用方針5(2)ウ関係)

特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が実施する調査に対し、質問への回答、報告書の提出、聴取への出頭、実地調査の受入れその他の必要な協力を行う。

### (3) 地方運輸局長の認証を受けた事業場(運用方針5(2)エ関係)

自動車整備分野においては、自動車の点検整備が適切に実施されない場合、自動

車の安全・環境性能が維持されず、最悪の場合、事故等に至るおそれがあること、自動車整備作業を適切に行うためには一定の設備及び従業員が必要であること、自動車整備事業者は、従業員が10人未満の中小零細事業者が大半を占め、また、全国に広く分布していること等の特性を踏まえ、自動車整備工場による適正な外国人の受入れを維持するためにも、特定技能所属機関（自動車整備工場）に対して、道路運送車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証の取得を求める。

#### 4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

##### (1) 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、自動車整備分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送付機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

##### (2) 治安上の問題を把握するための取組

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

##### (3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

「航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日  
令和元年 11 月 29 日一部改正

法 務 省  
警 察 庁  
外 務 省  
厚生労働省  
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、航空分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

(1) 「特定技能評価試験（航空分野：空港グランドハンドリング）」（運用方針 3（1）アの試験区分）

ア 技能水準及び評価方法  
（技能水準）

当該試験は、社内資格を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け等ができるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、運用方針 5（1）アの業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

（評価方法）

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人日本航空技術協会

実施方法：筆記試験及び実技試験

イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験の実施に当たっては、公益法人である日本航空技術協会が公正中立な立場で試験監督員の立会及び巡回、顔写真付きの公的な身分証明書等で本人確認を行う方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。また、試験問題の厳重な管理、試験監督員の配置、当日の本人確認や持ち物検査を併せて実施するなどの措置を適切に講じる。

(2) 「特定技能評価試験（航空分野：航空機整備）」（運用方針 3（1）イの試験区

分)

#### ア 技能水準及び評価方法

##### (技能水準)

当該試験は、整備の基本技術を有し、国家資格整備士等の指導・監督の下、機体や装備品等の整備業務のうち基礎的な作業（簡単な点検や交換作業等）ができるレベルであることを確認するものであり、この試験の合格者は、運用方針5（1）イの業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

##### (評価方法)

試験言語：日本語

実施主体：公益社団法人日本航空技術協会

実施方法：筆記試験及び実技試験

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

公益法人である日本航空技術協会が実施するものであり、上記（1）イに同じ。

### (3) 国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受験資格を認めない。

## 2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

### (1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### (日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### (評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テストイング（CBT）方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

### (2) 「日本語能力試験（N4以上）」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### (日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本

語能力水準を有するものと評価する。

**(評価方法)**

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

**イ 試験の適正な実施を担保する方法**

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

**(3) 業務上必要な日本語能力水準**

上記1(1)又は(2)の試験に合格した者(下記第3の2(1)において、上記1(1)の試験を免除するとされた者を含む。)については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

**第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項**

**1. 航空分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法**

国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 航空分野の1号特定技能外国人在留者数(3か月に1回法務省から国土交通省に提供)
- (2) 雇用動向調査に基づく欠員率、職業安定業務統計に基づく有効求人倍率
- (3) 関係業界への調査
- (4) 協議会における特定技能所属機関等からの状況把握等

**2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置**

- (1) 国土交通大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数との乖離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行う。

また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

**第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項**

## 1. 1号特定技能外国人が従事する業務

航空分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:事務作業、除雪作業等)に付随的に従事することは差し支えない。

## 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 「空港グランドハンドリング職種」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能と、空港における航空機の誘導・けん引の補佐、貨物・手荷物の仕分けや荷崩れを起こさない貨物の積付け等という点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が「地上走行支援業務」、「手荷物・貨物取扱業務」等の空港グランドハンドリング業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。
- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

## 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

### (1) 航空分野特定技能協議会(運用方針5(2)イ及びウ関係)

国土交通省は、航空分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される航空分野特定技能協議会(以下「協議会」という。)を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

また、特定技能所属機関は、以下の事項等について必要な協力を行う。

- ① 1号特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産等の際の1号特定技能外国人に対する転職支援、帰国担保
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

### (2) 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対する協力(運用方針5(2)エ関係)

特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、質問への回答、報告書の提出、聴取への出頭、実地調査の受入れその他必要な協力を行う。

#### 4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

##### (1) 治安上の問題に対する措置

国土交通省は、航空分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国の介入その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

##### (2) 治安上の問題を把握するための取組

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

##### (3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

国土交通省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

# 「宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日  
令和元年 11 月 29 日一部改正

法 務 省  
警 察 庁  
外 務 省  
厚生労働省  
国土交通省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、宿泊分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

## 第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

### 1. 技能水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

#### 「宿泊業技能測定試験」

#### （1）技能水準及び評価方法

##### （技能水準）

当該試験は、フロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の様々な業務について、定型的な内容であれば独力で実施できることを求めることとしており、これらの業務に係る技能・知識を確認することとしている上記試験の合格者は、運用方針 5（1）の業務において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

##### （評価方法）

試験言語：日本語

実施主体：一般社団法人宿泊業技能試験センター

実施方法：筆記試験及び実技試験

#### （2）試験の適正な実施を担保する方法

試験の実施に当たり、試験会場における試験監督の定期的な見回り、旅券その他の写真付きの身分証明書による本人確認等の方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じる。

#### （3）国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受

験資格を認めない。

## 2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

### （1）「国際交流基金日本語基礎テスト」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### （日本語能力水準）

当該試験は、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### （評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

### （2）「日本語能力試験（N4以上）」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### （日本語能力水準）

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要となる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### （評価方法）

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

### （3）業務上必要な日本語能力水準

上記1の試験に合格した者については、業務上必要な日本語能力水準を有するものと評価する。

第2 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

## 1. 宿泊分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

国土交通大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 宿泊分野の1号特定技能外国人在留者数（3か月に1回法務省から国土交通省に提供）
- (2) 職業安定業務統計に基づく有効求人倍率、雇用動向調査に基づく欠員率
- (3) 業界団体を通じた所属企業等への調査
- (4) 「宿泊分野特定技能協議会」による状況把握等

## 2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 国土交通大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数との乖離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。

また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

## 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

### 1. 1号特定技能外国人が従事する業務

宿泊分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、上記第1の試験合格により確認された技能を要する宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：館内販売、館内備品の点検・交換等）に付随的に従事することは差し支えない。

### 2. 第2号技能実習を良好に修了した者の日本語能力の評価

職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

### 3. 分野の特性を踏まえて講じる措置

- (1) 「宿泊分野特定技能協議会」（運用方針5(2)イ及びウ関係）

国土交通省は、宿泊分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「宿泊分野特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図る。

また、特定技能所属機関は、以下の事項等について必要な協力を行う。

- ① 1号特定技能外国人の受入れに係る状況の全体的な把握
- ② 問題発生時の対応
- ③ 法令遵守の啓発
- ④ 特定技能所属機関の倒産等の際の1号特定技能外国人に対する転職支援及び帰国担保
- ⑤ 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析

**(2) 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対する必要な協力（運用方針5（2）エ関係）**

特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行う。

**4. 治安への影響を踏まえて講じる措置**

**(1) 治安上の問題に対する措置**

国土交通省は、宿泊分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

**(2) 治安上の問題を把握するための取組**

国土交通省は、上記（1）の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

**(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等**

国土交通省は、上記（1）の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

# 「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日  
令和元年 11 月 29 日一部改正

法 務 省  
警 察 庁  
外 務 省  
厚生労働省  
農林水産省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

## 第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

### 1. 技能水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

#### （1）「農業技能測定試験（耕種農業全般）」（運用方針 3（1）アの試験区分）

##### ア 技能水準及び評価方法

###### （技能水準）

当該試験は、①栽培管理、安全衛生等について基本的な知識を有しており、また、各種農作業について、安全の確保を図りつつ、一定時間内に正しい手順で確実にできるレベルであること、②日本語で指示された農作業の内容等を聴き取り、理解できることを認定するものであり、この試験の合格者は、運用方針 5（1）アの業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

###### （評価方法）

試験言語：現地語（上記②に係る試験については日本語）

実施主体：農林水産省が選定した機関

実施方法：コンピューター・ベースド・テストング（C B T）方式

##### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に、試験実施主体から業務委託することで適正な実施が担保される。

#### （2）「農業技能測定試験（畜産農業全般）」（運用方針 3（1）イの試験区分）

##### ア 技能水準及び評価方法

###### （技能水準）

当該試験は、①飼養管理、安全衛生等について基本的な知識を有しており、また、各種農作業について、安全の確保を図りつつ、一定時間内に正しい手順で確実にできるレベルであること、②日本語で指示された農作業の内容等を聴き取り、理解できることを認定するものであり、この試験の合格者は、運用方針5（1）イの業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

**（評価方法）**

試験言語：現地語（上記②に係る試験については日本語）

実施主体：農林水産省が選定した機関

実施方法：コンピューター・ベースド・テストイング（C B T）方式

**イ 試験の適正な実施を担保する方法**

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に、試験実施主体から業務委託することで適正な実施が担保される。

**（3）国内試験の対象者**

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受験資格を認めない。

**2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）**

**（1）「国際交流基金日本語基礎テスト」**

**ア 日本語能力水準及び評価方法**

**（日本語能力水準）**

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

**（評価方法）**

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テストイング（C B T）方式

**イ 試験の適正な実施を担保する方法**

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

**（2）「日本語能力試験（N4以上）」**

**ア 日本語能力水準及び評価方法**

**（日本語能力水準）**

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本

語能力水準を有するものと評価する。

**(評価方法)**

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

**イ 試験の適正な実施を担保する方法**

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

**(3) 業務上必要な日本語能力水準**

上記1(1)の試験に合格した者(下記第3の2(1)アにおいて、当該試験を免除するとされた者を含む。)又は上記1(2)の試験に合格した者(下記第3の2(1)イにおいて、当該試験を免除するとされた者を含む。)については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

**第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項**

**1. 農業分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法**

農林水産大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 農業分野の1号特定技能外国人在留者数(3か月に1回法務省から農林水産省に提供)
- (2) 有効求人倍率
- (3) 就業者数、雇用農業者数、新規就農者数
- (4) 「農業特定技能協議会」による特定技能所属機関等からの状況把握等

**2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置**

- (1) 農林水産大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数との乖離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行う。

また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

**第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項**

## 1. 1号特定技能外国人が従事する業務

農業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務(栽培管理、飼養管理、農畜産物の集出荷・選別等の農作業)をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等)に付随的に従事することは差し支えない。

## 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

(1) 農業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、次のとおりとする。

### ア 運用方針5(1)アの業務区分

耕種農業に関連する第2号技能実習(耕種農業職種3作業:施設園芸、畑作・野菜又は果樹)を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、作物の栽培管理、安全衛生等の点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が耕種農業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても耕種農業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。

### イ 運用方針5(1)イの業務区分

畜産農業に関連する第2号技能実習(畜産農業職種3作業:養豚、養鶏又は酪農)を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、家畜の飼養管理、安全衛生等の点で、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が畜産農業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても畜産農業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(2)の試験を免除する。

(2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

## 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

(1) 労働者を一定期間以上雇用した経験(運用方針5(2)ア及びイ(イ)関係)

労働者を少なくとも6か月以上継続して雇用した経験をいう。

(2) 「農業特定技能協議会」(運用方針5(2)ウ関係)

農林水産省は、農業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構

成される「農業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、以下の事項について協議を行う。

- ① 外国人の受入れ状況及び課題の把握並びに対応方策の検討
- ② 不正行為に対する再発防止策
- ③ 構成員に対する必要な情報の提供その他外国人材の適正な受入れ及び外国人の保護に資する取組

**（３）「農業特定技能協議会」に対し必要な協力を行うこと（運用方針５（２）エ及びオ関係）**

協議会は、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護を図るため、特定技能所属機関、登録支援機関又は派遣先事業者に対し、情報の提供、意見の聴取、現地調査の実施その他の必要な協力を求めることができる。

**（４）和牛遺伝資源の輸出に対する不安の払拭のための措置**

農林水産省は、諸外国との人の往来が増加することにより、和牛の精液、受精卵等が海外に輸出されることに対する不安を、関係者に与えることがないよう必要な措置を講じる。

**（５）家畜の伝染性疾病の侵入防止に必要な措置**

農林水産省は、諸外国からの入国者が増加し、家畜の伝染性疾病が持ち込まれる可能性が高まるおそれがあることから、侵入防止に必要な措置を講じる。

**４．治安への影響を踏まえて講じる措置**

**（１）治安上の問題に対する措置**

農林水産省は、農業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

**（２）治安上の問題を把握するための取組**

農林水産省は、上記（１）の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

**（３）把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等**

農林水産省は、上記（１）の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第２条の３第１項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

# 「漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日  
令和元年 11 月 29 日一部改正

法 務 省  
警 察 庁  
外 務 省  
厚生労働省  
農林水産省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、漁業分野における「特定技能」の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、漁業分野における「特定技能」の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

## 第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

### 1. 技能水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

#### （1）「漁業技能測定試験（仮称）（漁業）」（運用方針 3（1）アの試験区分）

##### ア 技能水準及び評価方法

###### （技能水準）

当該試験は、漁業における一定程度の業務について、監督者の指示を理解し的確に遂行できる能力又は自らの判断により遂行できる能力を測り、漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等を行うことができるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、運用方針 5（1）アの業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

###### （評価方法）

試験言語：日本語（ひらがな、カタカナ又はふりがなを付した漢字）

実施主体：農林水産省が選定した民間事業者

実施方法：① 筆記試験（真偽式又は多肢選択式）

② 実技試験（写真又はイラスト等を用いて実務能力を測るもの）

注）①、②とも、コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式の採用可

##### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を確保し、国外で試験を実施する能力があり、

かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施主体に業務委託することで適正な実施を担保する。

## (2) 「漁業技能測定試験(仮称)(養殖業)」(運用方針3(1)イの試験区分)

### ア 技能水準及び評価方法

#### (技能水準)

当該試験は、養殖業における一定程度の業務について、監督者の指示を理解し的確に遂行できる能力又は自らの判断により遂行できる能力を測り、養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等を行うことができるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、運用方針5(1)イの業務区分において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

#### (評価方法)

試験言語：日本語(ひらがな、カタカナ又はふりがなを付した漢字)

実施主体：農林水産省が選定した民間事業者

実施方法：① 筆記試験(真偽式又は多肢選択式)

② 実技試験(写真又はイラスト等を用いて実務能力を測るもの)

注) ①、②とも、コンピューター・ベースド・テストング(CBT)方式の採用可

### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を確保し、国外で試験を実施する能力があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施主体に業務委託することで適正な実施を担保する。

## (3) 国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動(難民認定申請)」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受験資格を認めない。

## 2. 日本語能力水準及び評価方法等(特定技能1号)

### (1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

#### (日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

#### (評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テストング(CBT)方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

### (2) 「日本語能力試験 (N4以上)」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### (日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要な基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### (評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

### (3) 業務上必要な日本語能力水準

上記1(1)の試験に合格した者(下記第3の2(1)アにおいて、当該試験を免除するとされた者を含む。)又は上記(2)の試験に合格した者(下記第3の2(1)イにおいて、当該試験を免除するとされた者を含む)については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

## 第2 法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

### 1. 漁業分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

農林水産大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 漁業分野の1号特定技能外国人在留者数(3か月に1回法務省から農林水産省に提供)
- (2) 有効求人倍率
- (3) 公的統計等による漁業就業者数
- (4) 「漁業特定技能協議会」による特定技能所属機関等からの状況把握等

### 2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 農林水産大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数との

かい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたことを認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行う。

また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

### 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

#### 1. 1号特定技能外国人が従事する業務

漁業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務区分に従い、上記第1の試験合格又は下記2の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:①漁業に係る漁具の積込み・積下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修及び自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等、②養殖業に係る梱包・出荷及び自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等)に付随的に従事することは差し支えない。

#### 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 漁業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、次のとおりとする。

##### ア 運用方針5(1)アの業務区分

漁船漁業に関連する第2号技能実習(漁船漁業職種8作業:かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業)を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、魚群を探し、適切な漁具・漁労機械を選択して、水産動植物を採捕し、その鮮度を保持するために用いられるという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が漁船漁業の職種に属する作業のいずれに係るものであっても漁業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。

##### イ 運用方針5(1)イの業務区分

養殖業に関連する第2号技能実習(養殖業職種1作業:ほたてがい・まがき養

殖作業)を良好に修了した者については、技能実習で修得した技能が、適切な養殖資材を選択して、水産動植物を養殖し、収穫(穫)するために用いられるという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、修得した技能が養殖業職種に属する作業のいずれに係るものであっても養殖業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足る相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(2)の試験を免除する。

- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

### 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

#### (1) 「漁業特定技能協議会」(運用方針5(2)イ、ウ及びエ関係)

ア 農林水産省は、漁業分野の特定技能所属機関、業界団体その他の関係者により構成される「漁業特定技能協議会」(以下「協議会」という。)を組織する。

協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、以下の事項について協議を行う。

- ① 漁業分野に特有の事情に応じた固有の措置の設定
- ② 外国人の受入れ状況の把握
- ③ 不正行為に対する横断的な再発防止策
- ④ 構成員に対する必要な情報の提供その他外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に資する取組

イ 特定技能所属機関等は、上記ア①～④の事項に関し、協議会で協議が調った措置を講じる。

ウ 特定技能所属機関及び派遣先事業者は、協議会及びその構成員が行う一般的指導、報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の指導に対し、必要な協力を行う。

#### (2) 登録支援機関への支援計画の委託(運用方針5(2)オ関係)

ア 特定技能所属機関が登録支援機関を活用する場合、当該特定技能所属機関が所在する地域の漁業活動やコミュニティ活動の核となる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が、登録支援機関となるよう努める。

イ 漁業分野の外国人を受け入れる特定技能所属機関が登録支援機関に支援計画の全部又は一部の実施を委託するに当たっては、協議会及びその構成員に対し必要な協力を行うこと等漁業分野に固有の基準に適合している登録支援機関に限る。

### 4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

#### (1) 治安上の問題に対する措置

農林水産省は、漁業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出機関の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等

に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

**(2) 治安上の問題を把握するための取組**

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

**(3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等**

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日  
令和元年 11 月 29 日一部改正  
令和 2 年 2 月 28 日一部改正

法 務 省  
警 察 庁  
外 務 省  
厚生労働省  
農林水産省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針に係る運用要領を以下のとおり定める。

第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

1. 技能水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

「飲食料品製造業特定技能 1 号技能測定試験」

(1) 技能水準及び評価方法

(技能水準)

当該試験は、飲食料品製造業分野における業務に関して、食品等を衛生的に取り扱う基本的な知識を有しており、飲食料品の製造・加工作業について、特段の育成・訓練を受けることなく、直ちに HACCP（原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム）に沿った衛生管理に対応できる程度の業務に従事できるレベルであることを認定するものであり、この試験の合格者は、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

(評価方法)

試験言語：現地語

実施主体：農林水産省が選定した民間事業者

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト方式（CBT）方式又はペーパーテスト方式

(2) 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験

実施団体に、試験実施主体から業務委託することで適正な実施が担保される。

### (3) 国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受験資格を認めない。

## 2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

### (1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### (日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### (評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

### (2) 「日本語能力試験（N4以上）」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### (日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### (評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

### (3) 業務上必要な日本語能力水準

上記(1)又は(2)の試験に合格した者（下記第3の2(2)において、当該両試験を免除するとされた者を含む。）については、業務上必要な日本語能力水準

を満たすものと評価する。

## 第2 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

### 1. 飲食料品製造業分野をめぐり人手不足状況の変化の把握方法

農林水産大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 飲食料品製造業分野の1号特定技能外国人在留者数（3か月に1回法務省から農林水産省に提供）
- (2) 有効求人倍率
- (3) 欠員率、欠員数
- (4) 雇用人員判断（D I）

### 2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 農林水産大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数との乖離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行う。

また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

## 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

### 1. 1号特定技能外国人が従事する業務

飲食料品製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3(1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工、安全衛生）をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理の作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

### 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1) 飲食料品製造業分野において受け入れる1号特定技能外国人が、必要な技能水準・日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う場合における業務内容と技能実習2号移行対象職種において修得する技能との具体的な関連性については、別表のと

おりとする。

この場合、当該職種に係る第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、1号特定技能外国人が従事する業務において要する技能と、技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の試験を免除する。

- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

### 3. 特定技能所属機関に対して講じる措置等

#### (1) 「食品産業特定技能協議会」(運用方針5(2)ア及びイ関係)

農林水産省は、飲食料品製造業分野の関係業界団体、特定技能所属機関、登録支援機関その他の関係者により構成される「食品産業特定技能協議会」(以下「協議会」という。)を組織する。

協議会は、構成員が相互の連絡を図ることにより、飲食料品製造業分野における外国人の適正で円滑な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、次に掲げる事項について協議を行う。

- ① 外国人の受入れに関する情報の周知その他制度理解の促進
- ② 法令遵守に関する通知及び不正行為に対する横断的な再発防止
- ③ 外国人の受入れ状況の把握及び農林水産省への報告
- ④ 人材が不足している地域の状況の把握及び当該地域への配慮
- ⑤ その他外国人の適正で円滑な受入れ及び外国人の保護に資する取組

#### (2) 農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力(運用方針5(2)ウ関係)

特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査その他の指導に対し、必要な協力をを行う。

#### (3) 1号特定技能外国人が活動を行う事業所

特定技能雇用契約に基づいて1号特定技能外国人がその活動を行う特定技能所属機関の事業所は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

- 09 食料品製造業
- 101 清涼飲料製造業
- 103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)
- 104 製氷業
- 5861 菓子小売業(製造小売)
- 5863 パン小売業(製造小売)
- 5897 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業

#### 4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

##### (1) 治安上の問題に対する措置

農林水産省は、飲食料品製造業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国の介入その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

##### (2) 治安上の問題を把握するための取組

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

##### (3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。

別表（第3の1及び2関係）

a. 業務区分	b. 技能実習2号移行対象職種		c. 技能の根幹となる部分の関連性	
	職種	作業		
飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工、安全衛生）	缶詰巻締	缶詰巻締	食品衛生の基本的な知識・経験等に基づく製造・加工、安全衛生の点で関連性が認められる。	
	食鳥処理加工業	食鳥処理加工		
	加熱性水産加工食品製造業			節類製造
				加熱乾製品製造
				調味加工品製造
				くん製品製造
	非加熱性水産加工食品製造業			塩蔵品製造
				乾製品製造
				発酵食品製造
	水産練り製品製造	かまぼこ製品製造		
	牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造		
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造			
パン製造	パン製造			
そう菜製造業	そう菜加工			
農産物漬物製造業	農産物漬物製造			

# 「外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領

平成 30 年 12 月 25 日  
令和元年 11 月 29 日一部改正  
令和 2 年 2 月 28 日一部改正

法 務 省  
警 察 庁  
外 務 省  
厚生労働省  
農林水産省

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定めているところ、運用方針の運用要領を以下のとおり定める。

## 第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項

### 1. 技能水準及び評価方法等（特定技能 1 号）

#### 「外食業特定技能 1 号技能測定試験」

#### （1）技能水準及び評価方法

##### （技能水準）

当該試験は、飲食物調理、接客及び店舗管理の業務を行うのに必要な能力を測るものであり、これは、食品衛生に配慮した飲食物の取扱い、調理及び給仕に至る一連の業務を担い、管理することができる知識・技能を確認するものである。この試験の合格者は、運用方針 5（1）の業務において、一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有するものと認める。

##### （評価方法）

試験言語：現地語及び日本語

実施主体：農林水産省が選定した民間事業者

実施方法：コンピューター・ベースド・テスト（CBT）方式又はペーパーテスト方式

なお、受験者は、申請時に飲食物調理主体又は接客主体を選択することができ、その場合、選択に応じて配点について傾斜配分を行うことを可能とする。

#### （2）試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、写真付き本人確認書類による本人確認の方法により、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に、試験実施主体から業務委託することで適正な実施が担保される。

### (3) 国内試験の対象者

国内で試験を実施する場合、①退学・除籍処分となった留学生、②失踪した技能実習生、③在留資格「特定活動（難民認定申請）」により在留する者、④在留資格「技能実習」による実習中の者については、その在留資格の性格上、当該試験の受験資格を認めない。

## 2. 日本語能力水準及び評価方法等（特定技能1号）

### (1) 「国際交流基金日本語基礎テスト」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### (日本語能力水準)

当該試験は、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を判定するために国際交流基金が開発・実施する試験であるところ、これに合格した者については、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められることから、基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### (評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金

実施方法：コンピューター・ベースド・テストイング（CBT）方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は、試験実施に必要な設備を備え、国外複数か国で大規模試験の実施実績があり、かつ、替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる試験実施団体に業務委託することで適正な実施が担保される。

### (2) 「日本語能力試験（N4以上）」

#### ア 日本語能力水準及び評価方法

##### (日本語能力水準)

当該試験に合格した者については、「基本的な日本語を理解することができる」と認定された者であることから、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有するものと認められ、本制度での受入れに必要なとなる基本的な日本語能力水準を有するものと評価する。

##### (評価方法)

実施主体：独立行政法人国際交流基金及び日本国際教育支援協会

実施方法：マークシート方式

#### イ 試験の適正な実施を担保する方法

同試験は30年以上の実績があり、また、国外実施における現地の協力団体は各国の大学や日本語教師会といった信頼性の高い団体であり、主催団体が提供する試験実施マニュアルに即して、試験問題の厳重な管理、試験監督員の研修・配置、当日の本人確認や持ち物検査の実施等、不正受験を防止する措置が適切に講じられている。

### (3) 業務上必要な日本語能力水準

上記1の試験に合格した者（下記第3の2（1）において、当該試験を免除するとされた者を含む）については、業務上必要な日本語能力水準を満たすものと評価する。

## 第2 法第7条の2第3項及び第4項（これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

### 1. 外食業分野をめぐる人手不足状況の変化の把握方法

農林水産大臣は、以下の指標をもって人手不足状況の変化を的確に把握する。

- (1) 外食業分野の1号特定技能外国人在留者数（3か月に1回法務省から農林水産省に提供）
- (2) 有効求人倍率
- (3) 欠員率、欠員数
- (4) 雇用人員判断（D I）

### 2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- (1) 農林水産大臣は、上記1に掲げた指標及び動向の変化や当初の受入れ見込数とのかい離、就業構造や経済情勢の変化等を踏まえ、人手不足の状況に変化が生じたと認める場合には、それらの状況を的確に把握・分析を加えた上で、変化に応じた人材確保の必要性を再検討し、状況に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の必要の対応を行う。

また、向こう5年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合には、法務大臣に対し、受入れの停止の措置を求める。

- (2) 上記(1)で受入れの停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、受入れの再開の措置を講じることを発議する。

## 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

### 1. 1号特定技能外国人が従事する業務

外食業分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針3

- (1)に定める試験区分及び運用方針5(1)に定める業務に従い、上記第1の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理の業務をいう。

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原材料調達・受入れ、配達作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

### 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価

- (1)「医療・福祉施設給食製造職種：医療・福祉施設給食製造」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、食品衛生に配慮した飲食物の取扱い、調理・給仕に至る一連の業務を担うという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、外食業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足

りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の試験を免除する。

- (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。

### 3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

#### (1) 「食品産業特定技能協議会」（運用方針5(2)ウ及びエ関係）

農林水産省は、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者により構成される「食品産業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）を組織する。

協議会は、構成員が相互の連絡を図ることにより、外食業分野における外国人の適正で円滑な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、次に掲げる事項について協議を行う。

- ① 外国人の受入れに関する情報の周知その他制度理解の促進
- ② 法令遵守に関する通知及び不正行為に対する横断的な再発防止
- ③ 外国人の受入れ状況の把握及び農林水産省への報告
- ④ 人材が不足している地域の状況の把握及び当該地域への配慮
- ⑤ その他外国人の適正で円滑な受入れ及び外国人の保護に資する取組

#### (2) 農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対する協力（運用方針5(2)オ関係）

特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査その他の指導に対し、必要な協力をを行う。

### 4. 治安への影響を踏まえて講じる措置

#### (1) 治安上の問題に対する措置

農林水産省は、外食業分野における特定技能外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国の介入その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

#### (2) 治安上の問題を把握するための取組

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、所掌事務を通じ、事業者、業界団体等から把握するために必要な措置を講じる。

#### (3) 把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等

農林水産省は、上記(1)の治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じる。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、法第2条の3第1項に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び運用方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用要領の変更を含め、必要な措置を講じる。